

緑化施設の面積の算出方法の解説

建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれに定める方法によって算出される面積の合計とします。ただし、それぞれに算出した緑化施設の面積で重複している部分は算入することはできません。（都市緑地法施行規則第9条）

1 緑化施設区分

- (1) 樹木
- (2) 壁面緑化
- (3) 芝, その他の地被植物
- (4) 花壇, その他これらに類するもの
- (5) 水流, 池, その他これらに類するもの
- (6) 上記区分に付属して設けられる園路, 土留, その他の施設

2 緑化施設区分の面積計算方法

(1) 樹木

樹木については、次のいずれかの方法により算出してください。同一敷地内で複数の算定方法を用いることができます。

①樹冠の水平投影面積の合計

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計したもの。

ただし、樹冠が重なる場合は、重複して計上することはできません。

②樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計

樹木は、樹高に応じて下表に示す半径の樹冠を持つものとみなします。この「みなし樹冠」の水平投影面積を樹木1本あたりの緑化施設の面積とします。

ただし、「みなし樹冠」が重なる場合は、重複して計上することはできません。

樹高	半径	面積
1 m以上2.5 m未満	1.1 m	3.80 m ²
2.5 m以上4 m未満	1.6 m	8.04 m ²
4 m以上	2.1 m	13.85 m ²

③一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計

植栽基盤に複数の樹木が適切な配置で植栽されている場合は、当該区域が樹冠で被われていなくても、植栽基盤の水平投影面積を緑化施設の面積とすることができます。

⇒次式の条件を満たす場合に適用することができます。

$$A \leq 1.8T_1 + 1.0T_2 + 4T_3 + T_4$$

A：植栽基盤の水平投影面積

T₁：高さ4 m以上の樹木の本数

T₂：高さ2.5 m以上4 m未満の樹木の本数

T₃：高さ1 m以上2.5 m未満の樹木の本数

T₄：高さ1 m未満の樹木の本数

植栽基盤の面積による緑化面積の算出

【計算例】

A : 60 m²

T1 : 1本

T2 : 3本

T3 : 3本

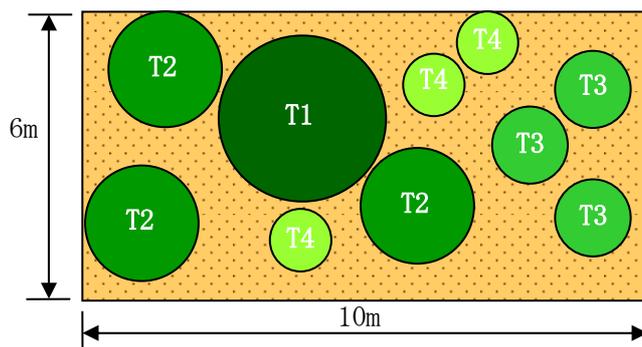
T4 : 3本

A = 60 m²

$A \leq 18 \times 1 + 10 \times 3 + 4 \times 3 + 3 = 63$



植栽基盤面積60 m²を緑化施設の面積とすることができます。



(2) 壁面緑化

壁面緑化については、「緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計」を緑化施設の面積とします。

傾斜した壁面の緑化については、水平投影面積とします。

(3) 芝, その他の地被植物

芝, その他の地被植物による緑化施設の面積は、これらで表面が被われている部分の水平投影面積とします。

(4) 花壇, その他これらに類するもの

花壇, その他これらに類するものによる緑化施設の面積は、草花等の植栽基盤の水平投影面積とします。

なお、緑化施設の面積に算入するためには、6ヶ月以上植物が植栽された状態が必要です。

また、プランター等を用いる場合は、容量が100リットル以上のものに限り対象となります。

(5) 水流, 池, その他これらに類するもの

水流, 池, その他これらに類するもので、樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものについては、その水平投影面積を緑化施設の面積とします。

(6) (1) から (5) までの緑化施設に付随して設けられる園路, 土留その他の施設

この施設の水平投影面積を緑化施設面積とします。ただし、ほかの緑化施設面積の合計の1/4を超えない範囲とします。

用語の意味と説明

用語	説明
緑化	地面や人工的に造った植栽基盤を樹木や地被植物で覆うこと。
緑化施設	植栽、花壇、その他の緑化のための施設及び敷地内に保全された樹木、並びにこれらに付随して設けられる園路、土留、その他の施設。その建築物の空き地、屋上その他の屋外に設けられるものに限り、建築物の内部空間に設けられたもの、例えばアトリウムなどは含まない。なお、緑化施設には、森林法第41条第1項の保安施設事業による保安施設及び地すべり等防止法第2条第3項の地すべり防止施設を含まない。
緑化施設の面積	原則として、緑化施設を同一水平面に投影して得られる範囲の面積を合計したもの。
樹木	地上部の一部が木質化している植物。
地被植物	芝、クローバーなどの草花やササ類、シダ植物、コケなど、地面を低く面的に覆う植物。
花壇	草花を植えるために、土を盛り上げたり仕切りを設けたりしたもの。緑化施設の面積算定上は、年間を通じて適宜植え替えなどを行うことにより、概ね6ヶ月以上植物が植栽された状態にあるもの。野菜等の有用植物を植栽したもの、いわゆる菜園等については、その有用植物の収穫が主たる目的ではなくて、都市環境の改善や都市住民のアメニティの向上等に資すると認められるものであれば、この分類に含むものとする事が可能。
水流、池	緑化施設としては、樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限られる。例えば、護岸や底面、水面に石や土などの自然素材や植物が用いられているなど、自然空間の中にある沼や池、河川などに類する自然的環境の創出や、動植物の生息・生育空間としての機能が期待できるもの。修景のための浅い水盤や水泳プールのような人工的な水面や流れは含まない。
園路、土留、その他の施設	緑化施設としては、園路、土留、樹木や植栽等と一体となった小規模な広場、緑化施設と一体となった散水用配管、排水溝、ベンチ等が含まれる。
棚もの	フジ棚、ブドウ棚、ヘチマ棚など、棚状に植物を仕立てるもので、アーチ状のものを含む。
植栽基盤	樹木や地被植物の生育基盤で、一定の厚みを持つ土壌等のこと。プランターやコンテナなどの容器に土壌等を入れたものは、安定的に設置するもの（容量が概ね100リットル以上）が対象。
樹幹	樹木の上部についている枝と葉の集まり。
屋上	建築物の屋根の部分で、バルコニーやベランダの床面を含む。
壁面	建築物の外壁面で、バルコニーやベランダの外壁面を含む。
建築物	建築基準法第2条第1号に規定する建築物、及び同条第2号に規定する特殊建築物
敷地	建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地
敷地面積	建築基準法施行令第2条第1項第1号に規定する敷地面積